

# 「地球温暖化学習コンテンツ」 ツール使用規約

令和4（2022）年10月5日施行

## 第1条 目的

- 1 本サイトで使用可能な「地球温暖化学習コンテンツ」ツール（以下、「ツール」という。）は、脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化の正しい理解の醸成とともに、具体的な行動の機運を形成することを目的としたものです。
- 2 「「地球温暖化学習コンテンツ」ツール使用規約」（以下、「本規約」という。）は、使用者が、最新の科学的知見に基づいた信頼性の高い地球温暖化についての、または関連性の高いテーマについての講演、セミナーなどのプレゼンテーション、印刷物などにツールを使用するために遵守すべき事項を定めたものです。

## 第2条 定義

本規約で規定するツールとは、下記に定めるものを指します。

- 1 とちぎの気候変動今と未来
- 2 2050年カーボンニュートラル実現に向けたロードマップ
- 3 再生可能エネルギーについて
- 4 今日からはじめる県民向け脱炭素ガイドブック

## 第3条 管理者

ツールの管理者は、栃木県です。

## 第4条 使用適用者

- 1 本ツールは、第1条第1項に定められた目的を果たすための活動において、どなたでも使用することができます。
- 2 栃木県は管理者の権限において、広報活動等に必要な範囲でツールを使用します。

## 第5条 使用方法

- 1 ツールの使用は、第1条第1項に定められた目的を果たすための活動で使用することができ、主に、高校・大学等の授業における使用、各種講演会、セミナー等における使用を想定しています。
- 2 ツールは、授業や講演会、セミナー等のテーマに沿って組み合わせて使うことが可能です。なお、加工して使用することはできません。

## 第6条 禁止事項

- 1 次の各号に該当する場合、ツールの利用はできません。
  - (1) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に使用すること
  - (2) 地球温暖化問題の正しい理解の妨げとなるような方法で使用すること
  - (3) 不当利益を上げるために使用すること
  - (4) 特定の個人または団体の売名に使用すること
  - (5) 提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用すること
  - (6) 法令や公序良俗に反する方法で使用すること
  - (7) 本事業の趣旨に明らかに反すると思われる方法で使用すること
- 2 栃木県は、本規約に違反した場合、またはその疑いがあり、栃木県からの是正指示に応じない場合には、ツールの使用を停止させることができます。

## 第7条 使用料

第4条の使用適用者は、ツールを無償で使用できます。

## 第8条 期間

ツールを使用できる期間は、当該年度の3月31日までとし、使用承認は自動的に更新します。

## 第9条 改定

本規約は、栃木県により、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合があります。改定は、本規約の施行日時の変更にてご確認ください。